

研究所とのNet Work

所報

Aichi Labor Institute

も：く：じ

安倍内閣の社会保障「改革」と医療・介護 ……西村秀一 p 2～

私はなぜ生きているのか ……吉田豊 p 6

2014教育のつどい（全国教研）に参加して ……櫻井善行 p 7～

沖縄の地で築いた未来へのつながり・おきプロ NEXT・林達也 p 9～

トヨタ・ウオッチ-トヨタは“崖っぷちか” ……伊藤欽次 p 11～

ブラック企業とノンユニオン業界 ……櫻井善行 p 15～

所報177号を読んで ……読者 p 19

この2ヶ月労働情報7月8月 ……編集部 p 20～

● 第178号

○ 2014年9月15日



安倍内閣の社会保障「改革」と医療・介護

西村 秀一

1. はじめに

憲法九条を無視し集団的自衛権容認など「戦争できる国づくり」を進める安倍内閣は、同時に「社会保障・税一体改革」と称して消費税増税による国民から大収奪を進めている。ここでは消費税は全額社会保障に使うと詭弁を振りまいている。

政府の説明でも 5%の消費税率引き上げのうち、「改善」に使うのはわずか 1%分で、他は「持続可能な社会保障」の財源にあてると説明しているが、一旦一般財源に入れてそこから社会保障施策に支出するとしているにすぎない。

それどころか社会保障については公費負担による国の責任を極力抑制するために、2013 年 12 月に社会保障「改革」プログラム法を成立させ、年金・医療・介護・子育てなど全面にわたって「改革」を推進しようとしている。

そのなかで医療・介護は 2025 年度には 2012 年度比で医療費約 1.5 倍・介護費 2.4 倍と総計で約 74 兆円にのぼると見込まれるところを 5 兆円抑制する目標なども掲げ、医療・介護提供体制と医療・介護保険制度両面から「改革」に乗り出している。

今進められようとしている「改革」は今の高齢者の問題であるとともに、多くの現役世代が高齢期を迎える時代の制度づくりである。この点を押さえて安倍内閣が進める社会保障「改革」プログラムの問題点を押さえたい。

2. 安倍内閣がすすめる社会保障「改革」プログラム

安倍内閣がすすめる社会保障改革は、民主党野田内閣時代の 2012 年 8 月に民主・自民・公明 3 党合意によって成立した、「社会保障・税一体改革 8 法案」（社会保障＝社会保障制度改革推進法＋年金 2 法・保育 3 法、消費税 2 法）を出発点としている。

社会保障制度改革推進法案は社会保障の基本を「自助」と「共助」に置き、「公助」はその補足として憲法 25 条の社会保障の国の責任を放棄するもので、この立場で 1 年をめぐり社会保障制度改革の全体的な方向性を打ち出すことを決めたのであった。

この路線が 2012 年の総選挙で自民党が政権を奪還安倍内閣が再登場したことによって加速し、2013 年 8 月には社会保障制度改革国民会議の報告書を得て、12 月に社会保障「改革」プログラム法を成立させ、個々の制度の「改革」に突っ走っている。

その前段として 2013 年 8 月に生活保護基準引き下げ（3 年間で -6.5%）と、10 月に年金支給額の引き下げ（3 年間で 2.5%）が行われた。生活保護基準引き下げは最低賃金基準にも連動し、就学援助や保育料減免など多くの福祉制度にも影響する。

年金引き下げは実施すべきものを据え置いてきた「特例水準」として、これを解消した後には物価上昇に追いつかない年金支給となる「マクロ経済スライド」の実施に踏み切り、さらに支給開始年齢や保険料徴収年齢の引き上げも検討している。

また「一体改革 8 法案」などですでに法改定を終えている、営利企業の保育分野への進出を促進する保育新制度へ移行の移行は 2015 年 4 月から、共済年金の厚生年金への統一や社会保険加入要件の改定などが 2015 年 10 月からの実施が決まっている。

医療・介護については先ず 2014 年 4 月から 70-74 歳の医療費自己負担が、新たに 70 歳になる人から順次 1 割負担が 2 割に引き上げられた。これは 2008 年度から実施の予定であったが、反対運動に押されて暫定的に実施を遅らせてきたものであった。

これに続いて 2 段階の法改定で医療および介護の提供体制と公的保険制度の両面からの大改悪に移り、2014 年 6 月「医療・介護総合法」が成立し順次実施に、2015 年通常国会へは医療保険改悪法案を提出し成立後 2016 年から順次実施に入る。

3. 2014 年「医療・介護総合法」で医療・介護はどうなるのか

① 医療・介護提供体制は一層入院・施設から在宅への流れを促進

「医療・介護総合法」の正式名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」で、大きなものだけでも 19 の法律が一括りにされて審議、全野党反対のなか自民・公明が強行採択した。

その狙いは 2025 年には 1 億 2 千万人のうち 65 歳以上の高齢者が 3,650 万人を占めることから、入院や施設を中心とした医療や介護では財政が持たないからその抑制のためにも、在宅を中心として地域包括ケアシステムを構築しようとするもの。

地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域（30 分以内、中学校区単位）で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムという。

結局医療・介護の公的負担を抑制するため、医療から介護へおよび入院・施設から在宅への流れを促進させその受け皿づくりである。

医療提供体制は一般病床を機能別（高度急性期・一般急性期・亜急性期・地域一般病床）に区分、病床数と平均在院日数を抑制する。現状では 2025 年には 129 万床必要となるが 90 万床に押さえ 39 万床削減するシナリオもある。（社保審医療部会資料）。

都道府県は 2014 年の 10 月までに各病院から医療機能を報告させ、これをもとに地域の医療提供体のあるべき姿（地域医療ビジョン）を 2015 年度に策定し、協議の合意により推進するがそれに従わない場合は強権的な行政措置も講ずるとしている。

精神病床は約 35 万床あり 2025 年に 37 万床必要となるところを、逆に 27 万床に削減す

る計画がある。病床を削減し同じ敷地内で住居として転用、長期入院の人はそちらで居住をとの計画に、患者・家族の人たちの反対の運動が広がっている。

②介護保険は4大改悪+1で実施は2015年から順次

介護保険はこれまで反対運動で実現できなかった大改悪を強行しようとしている。第1に要介護に至らない要支援の人を、介護保険から外し市町村の事業に移す。介護保険認定者（要介護・要支援）の27.4%の154万人が要支援。当初訪問看護や通所リハビリなども移すとしていたが、反対運動もあって訪問介護と通所介護に絞られた。

これによって要支援の人の訪問介護と通所介護は、介護保険の3%の枠内での財政措置で市町村の新しい総合事業に繰り入れ実施されることとなる。2017年までの3年間でやれる市町村から実施することとしているが、多くの市町村が困惑している。

第2は要介護1・2の人は原則として特別養護老人ホームへ入所できなくする。反対運動もあって認知症の「ひどい」人や虐待を受けている人などは入所できるとしたが、入所待機者の34.1%の17万8千人が要介護1・2。大きな問題が残っている。

第3は1割負担の利用料が課税所得106万円（年金収入で208万円）以上の人は2割となる。上限（37,200円）があるからするが要介護度ごとの居宅サービス利用料平均額で上限を超えるのは要介護5の人だけ。ほとんどの人の負担が2倍になる。

第4は市町村民税非課税者103万人に対して居住費・食費への補助（補足給付）が行われているが、預貯金が1千万円以上ある人や世帯分離していても配偶者が課税の場合などに対して、この補助を打ち切ろうとしている。

これらの大改悪の中で低所得者の保険料軽減が、給付費の5割の公費と別に公費（最大1千3百億円）を投入して行う。65歳以上人の3割以上が対象となる見込みであるが、介護保険の保険料が高いと言う批判への一定の対応と言えよう。

介護保険の実施は2015年度からで現在実施要綱の細部が詰められている段階、要支援の介護保険外しなどに対しては「必要なサービスが担保されること」「利用者の差へbis選択の意思を十分に尊重」などの付帯決議もあり、今の運動が大切である。

4. 2015年「医療保険制度改革法案」で医療保険はどうなるのか

2015年度の通常国会へは「医療保険制度改革法案」提出の準備が進められているが、その主なものは次の4つで、現役労働者世代も直撃する内容を含んでいる。

① 組合健保・共済組合などの医療保険の保険料・支援金が大幅引き上げに

後期高齢者医療の財源の40%は各医療保険からの支援金で賄われている。現在支援金は各医療保険の加入者の数によって割り当てられているが、国民健康保険（国保）の支援金負担を軽くするため、「総報酬割」が導入されようとしている。

これが実施されると組合健康保険の負担が 1.5 兆円増えるとされており、その分被保険者の負担も大幅に増える。共済も同様である。中小企業労働者の協会けんぽは加入者平均年収が低く総報酬制に変わると支援金が 2,100 億円軽くなる見込み。

市町村が保険者の国民健康保険（国保）の加入者は、発足当時自営業者が中心であったが今では無職者や非正規労働者が加入の 7 割を占め、2012 年度の赤字は 3 千億円を超えその財政基盤の確立は国民皆保険制度を守るうえでも緊急の課題である。

改革案では国保を都道府県が管理に責任を持ち市町村と分担しながら運営する、「都道府県単位化」を、協会けんぽへの国庫負担を削りそれで国保への国庫負担を増額し 2017 年度から実施にこぎつけたいとしている。いずれにしても被保険者にとって医療保険の保険料・支援金が大きく変動する改革となる。

②入院給食自己負担一食 200 円引き上げなど患者負担を大幅に拡大。

入院給食は治療の一環である。入院給食は一食 640 円と決められており保険から 380 円給付され自己負担は 260 円となっている。これが 180 円の給付とされ自己負担は 460 円と引き上げられる。5 千億円近い保険給付費が半分以上に削られることになる。

また紹介状を持たずに 200 床以上の病院に受診した場合に、一部負担以外に特別料金の徴収が認められており半数の病院で 2,000 円程度徴収している。現在これに変えて定率の負担以外に定額負担（1 万円との案もあるが未定）の徴収を検討している。

さらに健康保険未承認などの薬による治療が患者の選択によって、健康保険と自己負担と併用して使えるようにする「混合診療拡大」などが盛り込まれようとしている。

「骨太の方針」では高齢者医療自己負担拡大も盛り込まれ、75 歳以上も 2 割負担も想定しているとの新聞報道もあるが、今でも高い患者負担でこの引き下げの声を大きくしなければ、どんどん患者負担の拡大が打ち出される状況にある。

5. 国と大企業の負担を増やして社会保障の改善を

以上安倍内閣がすすめる社会保障「改革」プログラムを概括し、そのなかでの医療・介護がどうなるのかを見てきた。その内容は国民と患者・利用者へ責任と負担を押し付け、憲法 25 条の国の責任をないがしろにするものである。

消費税増税により大収奪を行いながらの社会保障大改悪は許せない。もともと社会保障とは資本主義的経済活動を保障する中で生じてきた生活上の問題に対応するもので、その解決は国と大企業の負担によって行われるべきであることを訴えたい。

（ にしむら・しゅういち／愛知県社会保障推進協議会副議長 ）

「私は、なぜ生きているのか？」

吉田 豊

もう50年近くも前のことになるが、中学生の私は「自分はなぜ生きているのか？」ということを考えたことがある。それは、「どう生きていくのか」という問いでもある。私の両親は、父に召集令状（赤紙）が来たので、いそいで結婚した。（見合いさえもしていない）入隊した父は、そのまま7年にわたって戦場にあった。ラバウルで敗戦を迎え、米軍の捕虜となり、グアムをへて、翌年に復員した。その間、多くの偶然で生き延びることができた。父の身体には砲弾の破片が入っていたし、マラリアに罹った身体はたまに熱を出した。それでも生きて帰ったから、戦後、私は生まれた。

だから、私は生きている。そのことを感じて、私は自分の人生のテーマは平和であると自覚した。高校時代からベトナム反戦や安保・自衛隊に反対する運動にかかわってきた。日本が、数十年にわたって軍事行動・戦争をしなかったのは、私たちの手をつくった歴史である。そのことには、中学生だった自分にも誇りをもって語ることができる。むろん、今も、平和の側に立ち続けている。

最近になって、また「自分はなぜ生きているのか？」と考えている。父を85歳、母を97歳で見送った後のことである。そして、一つの結論にたどりついた。七百万年に地球上に登場した人類が、「生命をつないできたから、今、私がいる」という事実である。人類は、何度も絶滅の危機を乗り越えてきた。（私たちは、全面核戦争を阻止している）だから、私が生きている。そんなことを考えていたら「生命をつなぐ（再生産）」ということに、至高の価値がある」と思った。

「今日の生命を明日につなぐ」「次の世代に生命をつなぐ」ことは、希望そのものである。人間は誰もが個性を持ち、それぞれに無限の可能性を内蔵している。今の日本の社会は、この可能性である個人を壊し、人類の希望を奪っている。

自殺、過労死や過労自殺など、人間の明日が失われる。希望が絶たれる。若者は、まっとうな家庭生活をつくれな。人類の再生産ができない。希望が絶たれる。特に、格差の拡大・貧困が固定する社会では、過労で明日が考えられない、貧困で自分のことしか目に入らない。実際に、労働学校での学生たちの話し合いでも、「1ヶ月の休暇があったら、何をする」と問われれば、「何をするだろうか、困ってしまう」「お金がないので、やることがない」「仕事がないと不安になる」という声が出た。これでは、当面の欲しいものはあるけれども、自分らしく・人間らしくは自覚できない。仕事だけで、自分の可能性をすり減らしている。また、「自由に使える百万円があったら、どうする」となれば、「将来のために貯金する」となる。「将来って、何か？」には「病気とか、困った時に使う」。彼らには「将来」とは事故・病気・失業などの「不安」なのだろう。将来の結婚や旅行や大きな買い物のために貯金すると言った若者は二十年前に世を去ったのだろうか。

持続可能とは、地球資源だけでなく、人類存在そのものの課題ではないかと思えるほど、「生命をつなぐ」ことが難しくなっている。一九七〇年頃から欧州社会は、新しい共同へと舵を切った。しかし、私たちは経済成長から生活へと軸を移せずに、「日本がNo.1」と、浮かれていた。だから、そのツケを30代40代が払らわされているように感じる。いくらかでも、社会の舵を福祉に向ける努力をしようとは私は思う。

（よしだ・ゆたか／愛知労働者学習協議会会長・当所所員）

2014教育のつどい(全国教研)に参加して

櫻井 善行

「みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい—教育研究全国集会2014」(教育のつどい2014)がこの8月16日から3日間、香川県高松市で行われた。この集会は「労働戦線問題」が起きる以前は、当時の日教組・日高教が中心となって「全国教研」として開かれていたもので、現在は全教が中心となった集会と日教組が中心の2つの集会がある。私はこの全教中心の実行委員会による「教育のつどい」にこの8年、毎回参加している。この雑文で私からしてこの間の参加の中で見えてきたものを、その様子と感想を紹介することにしたい。特にこの集会には毎年、現在の反動勢力と水面下ではつながっている、右翼団体が大挙して押しかけ、はた迷惑で騒々しい集会への誹謗中傷と悪辣な攻撃・妨害を行ってきたが、ところが今年はその光景と騒音にどういうわけか遭遇しなかった。というのは、ちょうど今年のこの時期、県知事選挙の公示期間中であつたため、拡声器使用が制限されたためである。

開会初日の全体集会の壇上に「教え子を再び戦場に送るな」の文字が掲げられていた。憲法と民主教育の原点であつたこのスローガンは、現在でこそ生き生きしていると思つた次第である。特にこの7月に、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」をした直後であり、安倍政権の「暴走」によって、「戦争する国」、「世界で一番企業が活動しやすい国」づくりの人材育成を狙う「教育再生」と一体ですすめられようとしていることへの危機感が参加者の多くにあつたように思えた。

実行委員会の茂木俊彦代表委員(民主教育研究所代表運営委員)はあいさつで、日本軍「慰安婦」の事実をねじ曲げ、教育勅語を肯定して道德の教科化をすすめる安倍「教育再生」の動きを批判、人権の主体者として育てる教育実践を交流し、全国いっせい学力テストなど競争教育の激化が何をもたらすかを学び合い、教職員の過酷な勤務実態の共有が大切だと強調し、参加と共同の学校づくりを呼びかけた。

現地企画「ようこそ香川へ!」で、勤務評定や学力テストに反対する教育運動の歴史が紹介された。高松空襲の手記を朗読し「世界に誇ることができる宣言、それが憲法9条である」としめくくりには大きな拍手に包まれた。

さらに基調講演としての位置づけになった絵本作家の松本春野さんと、九条の会事務局長の小森陽一さん(東京大学大学院教授)が「いま、憲法を守り、生かす」と題して対談。平和、福島、子どもたちに思いをよせた語り合いが行われた。

私は今回は分科会レポーターの立場で参加した。参加者には私よりも一回りも年上のOBも参加していたようだが、レポーターとしては私はおそらく最高齢になるかなあと思つた。分科会には様々な教科・課題別に30近い分科会がある。教育実践に関わる運動を私たちは「教育文化(教文)活動」と読んでいるが、私は現役の教員時代に多くの時間を「労働運動」の本流に関わる運動に割かれていたため、あまり熱心にこの教文活動に関わつたとはいえない。せいぜい退職数年前から愛高教の定通部の役員をせざるを得なくなり、その結果不登校生徒と関わる親や教室の内外での実践に関わつた程度でしかなかった。

私の教員生活の積み残しと自戒の念も込めて、可能な限りこの教研活動に関わってきている。実際に正規教員を定年退職した5年間は、毎年参加している。そして多くのことをこの年になって学ばさせていただいている。私は「人間の発達と成長」はその人が生きていく限り持続していくものだという強い確信を抱いている。その私が過去に参加した2度のレポート発表での分科会は、今までは不登校・登校拒否の分科会であつたが、今回は初めて「生活科・総合学習」の分科

会に参加した。

「総合学習」とはゆとり教育とセットで登場した「生きる力」を育てることを目的としたもので、21世紀初めに小学校・中学校・高等学校と順に導入された。実は私は退職後の学校現場の様変わりした様子に危惧を抱いている。特に後期中等教育たる高等学校での現場は、おそらく初等教育以来の選別された結果として、見事に選別化され、現代社会の階層化を反映している。この実態の中で、多くの高校では「総合学習」は形骸化され進学や「就社」のために置き換えられたもの過ぎないことを綴ったレポートであった。

今回の分科会でのレポートの多くは小学校であった。その報告の多くは地域社会と結びついた、地域と根ざした生き生きとしたものであった。すけそうだらの漁船に乗りこんでネットで学校に発信した総合学習、魚からかまぼこを作る作業を通して物作りと食べ物の大切さを自覚させる総合学習、京都市内の各町内で脈々と続いている「地蔵盆」の実態を調べさせることによって地域社会の再発見をさせた総合学習、これらは小学校だからこそできたといえるかもしれないが、立派な実践であった。これが中学校を経て（今回中学校ではレポートはなかった）高等学校になるとどうして地域と結びついた実践は陰が薄らいでいくのだろうか？これは現在の日本の教育制度というよりも、序列化・階層化を前提とした現代社会の実態を反映しているといえよう。

分科会でのやり取りは別の機会におくとして、この分科会で高校からレポートが出るのは久しぶりのことであった。高校の「総合学習」の授業の多くが、「進路指導」に特科し、人間の本来的な成長や発達とは遠く彼方に追いやられている現状がある。教育活動の中心は、各教科・科目の授業であるのはいうまでもない。各教科以外の教育活動には学校行事以外にHR・総合学習がある。ところが小中学校ではいざ知らず、高等学校では各教科以外の教育活動への負担感・お荷物意識は強いものがある。高校教育の主流が「出口」に向けてのものになりつつあり、当事者にとって授業の方がまだ楽だという思いがある。だから、数値化に馴染まない「総合学習」は忌避されているのである。

団塊の世代が現役をリタイアした2010年3月以降の学校現場の様変わりしている。私からすれば枝葉でどうでも良いことにこだわり、やたらと不要な仕事が増えている。それでも今回の教研に参加して気がついたのは、教育労働者の実践は教室の中、学校の中に留まっていれば、安倍教育再生には対抗できないであろうということであり、しかも全国的にはまだまだ多くの優れた実践があることも気がついたのは大きな収穫であり、学ばさせていただいた。この年になって初めて知らされたこともある。

それにしても瀬戸大橋という巨大プロジェクトによって本州と四国はつながったが、宿舎が高松市内ではとれなかったため、岡山になり3日間「マリンラーナー」に揺られて通うのは「鉄」にとってはありがたかったが、慌ただしい3日間であった。

（さくらい・よしゆき／ 当研究所理事・事務局長）

沖縄の地で築いた未来へのつながり おきプロ NEXT

林 達也

はじめに

自治労連 25 周年記念行事「おきプロNEXT」が 6 月 13 日～15 日に沖縄で開催されました。愛知から 14 単組 101 人、47 都道府県合わせて 1533 人が参加。現在の基地問題につながる戦前からの沖縄の歴史を、また現地の自治体職員や首長から、住民の命とくらしを守る自治体としての役割を学びました。

1 日目 問題を共有し改善 あいち学習交流会

早朝に出発した一団は昼頃に那覇空港へ到着。さっそくバスでネストホテル那覇へと移動し、あいち独自企画の学習交流会が行われました。

お互いの仕事・労働条件を語り合うことでそれぞれが抱える問題の解決策を探ろうと、同職種ごと 20 以上のグループに分かれます。残業・人員体制・手当など、過酷な職場環境を改善しようと他市町村の仕事のやり方に真剣に耳を傾け、組合として何ができるか考え合いました。休憩を挟み、今度は単組ごとに集まり、感じたこと、職場・単組に伝えたいことを「新聞」という形で表現しました。「他市では粘り強い交渉で、残業をつけられるようになった。やってて良かった、といえる組合活動がしたい」「医師、看護師で話し合い、連携をスムーズにしなくては。分からないことは何でも相談できる、そんな組合をみんなにアピール！」などの思いが「新聞」に込められました。

夜の全国開会企画は、沖縄本島中央部にある恩納村のリザンシーパークホテル谷茶ベイで開催。全国 1500 人の青年が沖縄民謡と「カチャーシー」の踊りなどのステージ企画で盛り上がり、深夜まで親睦が深められました。

2 日目 目で見て肌で感じた フィールドワーク

平和・自然など、フィールドワーク（全国企画）などを通して、現地の住民や市職員の話聞き、自治体職員としてのあり方を考えた 2 日目。

沖縄戦で避難壕として使用された糸満市の「轟ガマ」と呼ばれる自然洞窟。いっせいに懐中電灯のライトを消した途端に漆黒の闇が訪れ、耳鳴りがするほどの静寂の中で、水のしたたる音だけが響きます。「こんな暗闇の中で、死が目前にあるのはどれほど恐ろしいことか。戦争の本当の悲惨さを実感できた。二度と繰り返してはいけない」と声を詰まらせながら語る参加者。

名護市民会館では、市の広報渉外課長が「住民目線の行政を貫く職員としての役割」と題して講演。基地移設反対を訴え、今年 1 月に当選した稲嶺市長のもと「住民によって選ばれた市長とともに、常に何が住民のためになるか考え、それを行政に反映させていく気持ちを忘れてはいけない」と話されました。参加者からは「正しい情報を住民に広くわかりやすく伝えた上で、住民の意見をしっかり聞き、よりよい制度にしていく重要性を強く感じた」と感想が出されています。

夕方からは沖縄コンベンションセンターで全国閉会企画。青年と稲嶺進・名護市長

の対談では、市長が「若い人が現場に足を運び、体感し、目で見えて感じる事が大切」と訴えました。

最後に、「おきプロNEXT」で得た「つながり・経験」を力に、職場・地域・全国の仲間と「いい仕事・いい職場」をつくっていこう、と宣言文を読み上げ、島唄の大合唱で閉会。

3日目 笑顔いっぱい沖縄を満喫

最終日は、あいちの仲間と思いきり仲良くなり、今後のつながりをつくろう、と4コースに分かれて早朝から夕方まで沖縄本島全体を巡りました。ビーチ遊びや塩づくり体験、カヤック乗りなど、あいち実行委員会主催の企画に笑顔いっぱい。単組を超えた絆が生まれました。

取り組みを通して

あいち独自企画としておこなった学習交流会は、この間めざしてきた民主的自治体労働者論に基礎にした自治研活動の一環として取り組み、仕事の悩みや働きがいについて交流しました。他市町村との交流をとおして、自分の職場・仕事の改善に前向きに取り組もうと決意を新たにする参加者の感想が寄せられました。また、現地住民や自治体職員・首長との交流をとおして、自治体職員として社会全体への関わり方を考える契機となった参加者もいました。

青年が仕事について語り学び合う機会は重要であり、また、住民との交流は仕事と社会との関係をつかむ大切な場です。引き続き、自治研活動の取り組みをすすめていく予定です。

はやしたつや

自治労連愛知県本部書記長



トヨタは「崖っぷち」か ——集まらない「期間従業員」

伊藤 欽次

1. 「崖っぷちトヨタ？」『日経ビジネス』6月30日号を読む。

(ブログ『トヨタで生きる』から)

週刊経済誌『日経ビジネス』(6月30日号)が、「トヨタ 迫る崖っぷち—豊田章男を襲う危機の正体」という特集を組んでいた。刺激的な見出しに、買い求めようと思ったが、意外に本屋にない。豊田市の精文堂書店の入口に平積みしてあった。さすが、目の前の248号線を南に走ればトヨタ本社がある場所だ。

20数ページの特集は、読み応えがあった。世界の自動車メーカーで、初めて年間1000万台生産(連結)を達成したトヨタ。世界1のトヨタのどこに崖っぷちがあるのか?

特集では、現場からのカイゼン提案件数が2007年の3分の2に落ち込んだこと、新興国や中国では思うようにシェアを伸ばせないこと、2015年3月期決算では、前期の営業利益(2兆2921億円)から、79億円しか増えない見通しであること…トヨタのこれまでの「経営モデルは限界」にきていると指摘する。

確かにトヨタは、QCサークル活動や創意くふう活動などの原価低減活動や関連・下請けへの単価切り下げで、年間3000億円程度の利益をあげてきた。2014年3月期決算でも2900億円を計上している。

年間3000億円とは、日本の10指にあがる大企業が稼ぐ利益である。これだけの原価改善活動をトヨタは半世紀も続けてきた。しかし、現場ではこうした活動が社員や期間従業員の大きな負担になっている。現場によっては、ノルマを課す部署もあり、社員は疲弊しきっているのが現実だ。

トヨタには27カ国・地域に52の生産拠点がある。世界の自動車メーカーは、新興国でのシェア争いに舞台を移している。中国に次ぐ大市場といわれるインドのトヨタの工場で、今年3~4月にかけて賃上げをめぐる長期の工場閉鎖が起きた。

欧米では、賃上げや雇用問題をめぐって労組がストライキをするのは、労働者・労組の当然の権利として行われている。トヨタや日本の大企業の労組のように、ストライキを一切しないのは異例といわれている。

豊田社長は、日経ビジネスのインタビューで、「目先の利益を追い求めない考え方を、株主や市場が理解してくれますか」と問われ、こう答えている。

「私の理想に一番近いのは、公益資本主義です」

日経ビジネスは、「公益資本主義」について解説している。「株主価値最大化ではなく、従業員や地域、取引先、投資家など幅広い利害関係者を重視し、雇用や納税を通じて報いるという考え方。創業の精神、豊田綱領にある『産業報国』に通じる」としている。

果たしてそうか？ 確かに、売上、利益の数値目標を課したり、10億円近い報酬を受け取る日産自動車のカルロス・ゴーン社長とは対極的にいることは間違いないだろう。

しかし、豊田社長は、09年3月期から5年間、法人税を支払っていなかったことを明らかにしている。一方、14年3月期では、株主配当を前期の1株90円から165円に大幅に上げた。過去最高の配当だ。

正社員へのリストラはないといっても、期間従業員はリーマン・ショック時に6000人以上雇い止めた。今では、期間従業員を募集しても、これまでの3分の1ほどしか集まらないという深刻な事態になっている。

トヨタの経営モデルとは、利益の最大化をめざしたかんぱん方式（トヨタ生産方式）と労使協調路線の「労使宣言」路線が最大の柱である。“崖っぷち”というのなら、もっとこうした立場から分析し、迫ってほしかった。（ブログ「トヨタで生きる」2014/07/20、から）

2. 集まらない「期間従業員」

今、フリーペーパーの裏表紙に、トヨタの期間従業員の募集広告が、大きく掲載されている。

目につくのは、「特別手当」 10万円」という文字だ。

「満足度No.1」の好待遇です。「寮費無料」「満了慰労金 9万～32万9400円」「6か月在籍手当 6か月ごとに5万円」など、「好条件」を並べ立てている。

さらに、「正社員になれる道もある」、とうたっている。（実態は、厳しいようだ）

（楷書のHPで見ることができる。）

ところが、「トヨタ自動車は、期間従業員を募集しても集まらないという深刻ななかで、今年度は100人を超える期間従業員を正社員に登用する方針です。リーマン・ショック以前は、1000人前後に登用していたのに比べ、きわめて少ない人数です。」（ブログ「トヨタで生きる」2014/07/06）

◎深刻！ 期間従業員が集まらない これまでの3分の1に

トヨタ自動車が深刻な人手不足になっていることが6月25日に開かれたトヨタとトヨタ労組との生産問題懇談会で明らかになりました。組合の「評議会ニュース」（7月2日号）が伝えています。

それによると、期間従業員は、これまでに週200人程度採用していたものの、最近では週70人程度と3分の1に落ち込んでいること。10万円の特別手当を支給しても、厳しい状態である——と会社側は報告しました。

このため、会社側は次のような手立てをとるとしています。

①期間従業員の採用拡大に向けて、必要に応じて手当面などの条件を見直す。定着率向上にも取り組む。

②例年夏に実施していた大卒の実習を、期末の生産増になる1－3月に時期を変更する。

③トヨタグループ間で、人員を最大限活用するため、ボデーメーカーと「要員調整会議」を新設する。

さらに、消費増税駆け込み需要だった今年1～3月に行った、タクトダウンによる要員確保も状況によっては行いたいとのべました。

トヨタは、14春闘で期間従業員の日給を、労組の要求通り満額の200円アップしました。その後、いすゞ（100円アップ）やトヨタグループの日野自動車（500円アップ）などでも期間従業員の賃上げが続いているため、さらに日給の引き上げが迫られているものです。

グループ間での応援、受援は、すでにトヨタから日野自動車への応援などが始まっていますが、「要員調整会議」を新たに設け、毎月開くとしています。

トヨタはこれまで、生産の調整弁としての期間従業員を、必要な時に、必要なだけ集めてきました。必要でないときとみると、2008年のリーマン・ショック時のように6000人以上の期間従業員を雇い止めしました。

期間従業員の募集にあたって、「仕事はキツイですか？」との質問に、「決して楽ではありません」と答えるなど、厳しい仕事の上に、最長でも2年11カ月で雇い止めされます。リーマン・ショック時にはわずか6カ月で雇い止めされた期間従業員もいました。

今回の深刻な人手不足は、こうした非正規雇用労働者の使い捨ては、大きな曲がり角にたっていることを示しています。労働人口が減り続けるなか、「雇用は正社員が当たり前」の立場に立つことが必要でしょう。（ブログ「トヨタで生きる」2014/07/03 から）

3. トヨタの「労使懇談会」

トヨタの労資関係は、特異なもの。「団体交渉」「交渉」はない。あるのは、「労使協議」であり、「労使懇談会」である。

いわゆる「春闘」の時期には、賃金引き上げ・一時金の要求で、数回「協議」が行われる。この場合でも「交渉」ではない。もちろん「団体交渉」でもない。トヨタの「労働協約」では、「団体交渉」という文字は全く見当たらない。ホンダや日産の労働協約には、はっきり「団体交渉」の文字が見える。

トヨタは、年、数回、「労使懇談会」がひらかれている。ここには、社長以下、役員のほとんど、組合側は執行部をはじめ支部長等が参加しているようだ。そこで、何が話しあわれているのかが、注目である。

トヨタの「労使協議」、「労使懇談」について、杉山 直・三重短大教員の論文を紹介しておこう

4. 労使懇談会

労使懇談会は、労働協約で「会社と組合は、隔意なく意見をかわし、相互の理解と信頼を深めあうことにより健全な労使関係を維持するため、双方協議のうえ労使懇談会を開催する」と労使の意見交換の機関としている。

出席者は、「会社役員、会社の選んだ懇談会事項関係者及び組合役員とする」とされており具体

的な人数は定められていないが、実際の出席者は、トヨタ側は社長以下全役員80名、組合側は組合側は執行委員長以下執行部160名となっている。

労使懇談会は組合の1活動期間(9月から翌年8月)の間に、3回開催される。53期後期(2011年9月から2012年8月)においては、第1回労使懇談会が2011年11月に開催され、第2回が2012年5月、第3回が8月にそれぞれ開催されている。

労使懇談会の内容は、例えば第2回労使懇談会では、「(1)2012年3月期決算の状況及び今季の見通しと収益改善に向けた取り組み、(2)国内生産300万台確保に向けた、国内販売事業の取り組み ①今期単独黒字化に向けた補助金需要を取り切る活動

② 安定的な150万台販売実現に向けた中期的な需要創造活動」を議題としているように、トヨタから組合に対して経営方針など経営に関わるものが説明される。

労使懇談会の内容は組合の機関紙に掲載され、組合員に報告されている。つまり、労使懇談会は、トヨタの経営方針や決算などの経営状況などを組合員に伝える役割を果たしていると言えよう。

話がそれるが、トヨタは、インドでは。労使交渉で”手を焼いていた”ようだ、今年3月ごろ、トヨタは、インドの2工場を「一時閉鎖」して話題となった。

3月24日、「賃金をめぐる労使交渉の混乱から生産が止まっていたインドの2工場について、一時閉鎖を解除した。労使交渉が前進したためで、生産の全面再開に向けた準備に入っているという。」と報じられていた。

「18日から(閉鎖中)は、工場の幹部ら労働組合に入っていない従業員だけで生産を一部再開していた。」という。

トヨタによると、賃金水準をめぐって昨年からの労働組合と協議していたが難航。地元当局の調停でもまとまらず、一部の従業員が生産ラインを止めたり、会社側を脅迫したりして、生産の妨害を始めたという。

会社側は、ほかの従業員の安全が確保できないと判断し、休日の3月16日に両工場を閉鎖。その後も生産は止まっていた。という。

トヨタにも、労使交渉、争議はある。それは、海外の話し。

4. 今年の「トヨタ・シンポ」——11月24日(月・祭)、名古屋・労働会館

今年のトヨタ・シンポ(第31回)は、11月24日(月・祝)午後1時半から、場所は、いつもの西三河で会場が確保できず、名古屋市熱田区、労働会館東館2階ホールです。

シンポ実行委員会で、詳細を検討中。後日、講師などが秋薨になります。多くの方々の参加をお待ちしています。

(いたう・きんじ / 所 員)

ブラック企業とノンユニオン業界

法の上にたつ美容エステ界の女王

櫻井 善行

はじめに

ブラック企業の存在が世の話題になるようになったのはごく最近の事である。そのこともあってか、ブラック企業そのものの定義は、運動の分野では感覚的な合意はあるものの、学会や行政ではその定義の総意がなされている訳ではない。しいていえば、「人の生活水準の限度を超えた長時間労働やノルマ」を課すことにより、差別選別をし、脱落するものには、非人間的な行為を強要し、いわゆるパワハラ、セクハラなどで肉体的・精神的に追い詰めることによって、「自主退職」に追い込むようなあくどい企業のことをいう。金融危機の影響で就職難が深刻化した 2000 年代後半から、こうした悪どい企業を指すようになった。「合法か違法か」の境界を超えた「劣悪な労働条件と労働環境」「恣意的で強引な差別選別」「役に立たなくなると使い捨て」などを特徴とする。ブラック企業といわれるものは、企業規模にはあまり関係なく、入社 3 年以内の労働者の離職率が異常に高い企業を指すのは共通の理解であろう。過去においては長時間労働やサービス残業、労使の合意を経ない転勤命令などは、1970 年代から問題視されており、多くの日本企業には以前からブラック的な要素を内包しているという見方もある。

その中でも、ブラック企業関係者にとって「労働組合」は円滑な企業経営の障害物であり、「忌避」する傾向が強い。特に経営者から、自らの職場につくられた労働組合が自らの経営方針を受容しないものなら、その労働組合が解散するか組合員が退職するまで徹底的に攻撃するのが今までよく見られた。近年の労働争議の多くが、集団的なものではなく、「個別的紛争」が目につくのはそうした理由からである。

ブラック企業になりやすい分野

ブラック企業という職場は、類型化するといくつかに分けられる。日本 IBM のように「ロックアウト解雇」をしたり、労働災害や過労死が多発する大企業もブラックといえるところもあるだろうが、大企業の多くはブラックというよりもグレーのところが多い。というのは、近年「企業の社会的責任（CSR）」が叫ばれ、メディアや公的機関あるいは労働組合から指摘されても逃げ道を作っている。むしろブラック企業は、企業規模よりも「産業分野」によってその特徴が明らかになる。

たとえばこの間話題をふりまいた「ワタミ」、「すき家」、「日本海庄」や、「白木屋」など多くの「飲食業チェーン店」があるし、非製造業の「外資系」や「新興産業」などの分野をあげることができる。最近話題になった「たかの友梨」などは新興産業・サービス産業の分野の典型的な事例としてあげることができよう。

美容エステ業界女王の実像

小稿では、“エステ界の女王”のパワハラ疑惑をはじめ近年のエステ・健康分野でのブラック度の事例を紹介することにする。高野友梨氏（以下たかの友梨と表現）は「たかの友梨ビューティクリニック」の創業者で、運営会社「不二ビューティ」社長である。この女性創業者は 1978 年に「不二ビューティ」を創業、現在は全国 124 店舗、従

業員1000人、年間売り上げ160億円の大企業に育て上げたという。同社の株主は高野氏1人という「ワンマン経営」で、彼女は12年3月、東京・代々木に同社名義で地上3階、地下1階建て、延べ床面積933平方メートルの自宅を構えた。抵当権は設定されておらず、キャッシュで購入したとみられる。

「高野さんの豪邸は地元でも特に大きくて有名です。立派なロールスロイスをたまに見かけますが、うらやましい限りですよ」（近隣住民）自宅がそびえる506平方メートルの土地の所有も同社名義。その評価額も半端じゃない。「この辺りは、1坪300万円程度はしますが、高野さん宅は、高台でさらに値段は上がると思います。少なく見積もっても5億円は下らないでしょう」（地元不動産関係者）こうした優雅な生活をしているのが女性社長高野友梨であり、その優雅さと裏腹に、従業員の超過労働の対価であるはずの残業手当の支給については1円も支給しないというのがめつさである。

たかの友梨仙台店に勧告、残業代めぐり労基署

事の起こりは以下のようなものである。エステティックサロン「たかの友梨ビューティクリニック」の仙台店（仙台市）が、有給休暇を取った従業員の残業代を減額したなどとして、仙台労働基準監督署が是正勧告していたことが、8月22日従業員らの代理人弁護士が明らかにしたことで判明した。

この事例は仙台店の従業員と元従業員の計4人が労基署に申告していた。代理人によると、残業代があらかじめ決められている「固定残業代」の給与体系であるにもかかわらず、有給休暇の取得後に、休んだ日数分を不当に減額されたとしている。また是正勧告では、労使協定書を適切に結ぶよう求めたとされる。

経営する不二ビューティ（東京）は、今月5日付で是正勧告を受けた事実を認めた上で「通常の休みだと勘違いし、計算を誤った」と説明。「勧告を真摯に受け止め、適正な労使関係の確立に取り組む」とのコメントを出した。ところが一方でたかの友梨社長は「誰も知らないでしょ、36協定なんてね」とおっしゃっている。浮いたおカネで「ハワイに3軒目の別荘を10億円で購入」しているのである。

また女性従業員が、組合活動を理由に同社の高野社長から長時間に渡る詰問を受けたとして、厚生労働省に公益通報者保護の申し立てを行なった。女性が加入するブラック企業対策ユニオンが22日に記者会見を行おうとしたところ、それを知った高野社長が21日に仙台店を訪れ、女性を問い詰めたという。朝日新聞デジタル版にその抜粋がアップされているが、飲食店の個室で録音された音声はクリアで生々しい。すでに少なからぬサイトからこの録音内容を聞くことができるから、読者には実際に自分の耳で確認していただければと思う。そこにはたたき上げ社長自らが「労働法規についての無知・無理解」をさらけ出している。

不当労働行為が理解できない「たかの友梨」

「誰も知らないでしょ、36（サブロク）協定なんてね」「社員の代表の名前を労基に届けないといけないの。各店。でもさ、みんな各店うやむやだよ」

従業員に残業や休日出勤などの時間外労働をさせる場合、労働基準法36条はあらかじ

め労使間で書面の協定を結ぶことを義務付けている。通称「36 協定」と呼ばれるものだが、労働組合があるなしにかかわらず、どんな職場でも結ばなければならないものである。労働組合がなければ、職場の過半数の同意を得たものが職場代表として選出され、時間外や休日労働を使用者の一方的な判断で強行することはできない。高野代表はこの法律の意義も無視している。

「うちは残業代といって改めて払わないけれども、頑張れば頑張った分というのがあるじゃん。そうやって払っているわけだよ」（労働法制改悪の先取り？）

従業員に時間外労働を行わせた場合には、割増賃金を加えた時間外手当を支払わなければならないのも、労働基準法 37 条で定められたであり、世間の常識である。どうやらこれも守っていないらしいが、驚くべき事に正当化している。彼女はさらに落ち着いた声で、「労働基準法にぴったり沿ったら絶対成り立たない。潰れるよ、うち。それで困らない？」「この状況でこんだけ赤字が出ているのに。そういうふうにみんなに暴き出したりなんかして、会社を潰してもいい？」というような脅迫もしている。

「たかの」の言い分は、残業代を支払ったら会社は潰れ、一番困るのは従業員だというわけだが、これはネットで「典型的なブラック企業経営者の言い分」とされているものだ。最低賃金の底上げについて、経営側はそうなるにつぶれる企業がふえるという論理と同じである。また、他の従業員に「組合に入った？正直に言って？入ってない？」と確認する場面もあったという。これも不当労働行為であり、やってはいけないことである。こういうことがまかり通っていたからこそ、彼女は大きな御殿に住み着いて優雅な生活をしていたのだろう。いわば弱い立場の従業員の「生き血」を吸って生きてきたのである。美容・健康サービス産業の労使関係の一般的傾向だろうが、この種の人物がこの業界のトップであるというところに日本社会の劣化を示している。

当地での事例紹介

以上、最近「エステサロンたかの友梨」で起きたことと、会長たかの友梨が仙台支店自ら乗り込んでユニオン組合員にしでかしたことである。労働組合関係者に限らず、労働関連法規を少しでもかじった人なら「エ？」と思うだろう。「そんなこと通用するの？」と言いつけしたくなる。ところが当のたかの友梨本人はごくまじめにそれが正しいと考えているのだろう。団塊世代の勝ち組の典型である「たかの」は、自分が法の上にたったがゆえに勝ち組として生き残ったと信じて疑わない。この点では、過労死の存在は認めないと主張する奥谷禮子と同じ水準である。エステ・美容あるいは整体などの健康産業はブラックそのものだといわれる。今回、「たかの友梨」で起きたことは、この業界でのブラック企業的体質を内外に明らかにした意味では、功績大である。

実は私は高等学校の現役の教員時代の進路指導で次のような苦い体験をしている。この業界（広い意味での美容健康サービス産業）での独特な体質を肌で味わっている。その2つばかり酷い事例を紹介しよう。私は教員生活の後半は定時制高校に籍を置いていたが故に、様々な事情の生徒と遭遇したことを付け加えておきたい。私が担任であった男子生徒が卒業を前にした1月の終わり頃、美容師になりたいから美容院を紹介して欲しいといわれた。学校には求人票が来ていなかったの、本人にハローワークに向かわせた。本人は3つば

かし求人票のコピーを持ってきた。その中から通いやすい事業所(美容院)を選ばせて、連絡をとって関係書類(応募書類・調査書など)を提出して面接を待つばかりであった。しかし2週間たち3週間が過ぎても音沙汰が全くない。たまりかねて学校を通してその美容室に電話をしたら、店長らしき人が応対に出て「ああ、お宅の生徒さん？連絡しようと思っていたのだけれども、欠席数が多すぎるので、この話はなかったことにしてください」というそっけない返事だった。ならば、どうしてもっと早く知らせてくれなかったのかと、怒りがこみ上げてきたが、このときこの業界の体質を垣間見させていただいた。

もう一点は採用取り消しの事例である。今度は女子生徒のお話であるが、彼女は高校卒業後の四月からエステサロンに見習いで採用されることになっていた。事前に求人で学校に訪れたときに会った印象では、小さな事業所だが職人肌のオーナーであった。その彼女が、最初の勤務日の4月1日に職場に出向いたら、ちょうどリーマンショックのあおりがこういう業界にも押し寄せ、顧客の減少によって事業の縮小を余儀なくされ、当人は出社日に解雇通告を言い渡された。もちろん彼女は解雇予告手当30日分の給与相当分はいただいたが、仕事はその日だけで終わった。この2つの事例とも、当人も親も当然の如く立腹されていたが、しかしこれ以上事を荒立てたくないといことで、結果としては何事もないかのように終わった。

しかし、世の常識からすれば本当にひどいふざけた話である。

終わりに

「たかの友梨」事件とこの2つの事例は、産業構造の転換、高度化・情報化・サービス化の進展によって、未踏の産業分野にも私たち労働組合関係者も足を踏みいれなければならないことを示している。そうでなければ安定的な労使関係の下で保護されている労働者限られているのであり、多くの労働者はそういう当然の保護すらない野蛮な弱肉競争の労働現場に放り出され、働くものの未来はないといえよう。日本の労働現場の場合、伝統のある産業分野では労働組合はあっても、その多くは協調主義的労働組合が主力であり、十分なチェック機能を果たしているとはいえない。だが新興分野の職場の多くは、労働組合はほとんど存在せず、チェック機能そのものが全く働いていない。だから「たかの友梨」のような、労働組合に敵意をもち、労働法についての無知・無理解の経営者が特にこの分野ではごろごろと存在するのである。

かつての日本の労使関係の主流は、多くの問題をはらみながらもまだ法的な規制が及ぶ分野が主流であった。戦後日本資本主義の発達の手である製造業を中心とした重厚長大産業こそ我が国の発展を支えてきたのはある意味事実である。しかし、産業構造の進展の中で、かつてからは予測できない職種や雇用形態の労働者が輩出している。この分野は弱肉強食の野蛮な競争原理が支配している労働現場であり、その中で働き生存する労働者はあきらめや逡巡、時としてその荒波の一端に担ぎ上げられる労働者すらおり、労働組合が持続的に強力に運動を担っていくのは、多くの困難を伴っている。こうした「ノンユニオン」状況の分野に食い込む課題が我々に必要とされるかが問われている。

※録音のHPは次のサイトから聞けます With News <http://withnews.jp/article/>

さくらい よしゆき (当研究所理事・事務局長)

愛知労働問題研究所の所報177号が発行された。発行が7月中旬ということもあって、なんといっても、森秀樹氏へのインタビューをまとめた記事はとてもタイムリーでわかりやすい内容であった。

また普段あまり拝見できない愛労連関係者の投稿が見られた。25周年を迎えた愛労連の運動と組織が困難さはともなっても、確実に前進している姿が見えてきた。特に竹内論文を読んで、組織拡大の成果については、いずれその報告がこの紙面に掲載されることも期待している。また樽松論文では、とくに通信環境の爆発的な変化に対して、労働組合は弱いものがあり、それにどう向きあうかということが問われているように感じた。特にIT利用については年代間の格差は言葉では言い表せないくらい開いており、そう簡単にギャップが埋まるとは思えないが。

また最近、労働組合運動の次世代育成という課題についてもよく聞かれるようになったが、吉田論文・藤田論文はそうしたことを意識して書かれたものであると思った。そのいくつか投稿が見られたが、バラエティに富み、読み手を退屈させないものであった。労問研とトヨタ研究は切り離すことができないが、伊藤欽次氏の「もっと現場に愛がほしい!」は、トヨタウオッチャーならではの玉稿であった。失礼だが氏は90歳の声を聞くという。今後も力ある限り、事情が許す限り、寄稿していただきたいものである。

紙面がワイドになり、編集のための会議も開かれているという。その点ではずいぶん改善され、読者としても読みやすくなったのは大歓迎である。ただ欲を言うならば、「労働問題研究」は抽象的な論議ではなく、現場の状況を踏まえたものであって欲しい。だから、現在のブラックといわれるような労働現場の生の声を反映させたものがあればと思った。また教育問題では、やむを得ないかもしれないが、小中高がメインの記事にならざるを得ないが、実は象牙の塔も過去の時代と比較して大きく揺れているという。現段階で支配者は大学教育のどの点に焦点をあてて攻撃を加えようとしているのか、その点を明らかにした論文も読んでみたいものである。特に貴研究所にはすぐれた研究者が少なからずいるので、そうした人の論文もよんでみたい。

「この二ヶ月NEWS」は、この簡に起きた労働関係の記事をダイジェストにまとめたものだが、過去を振り返る上で、おやっと思い改めて新発見にも出会うことがある。編集上は大変だろうが、継続的な連載を望みたい。

いずれにしろ、今号179号は従来にも増して、内容面でも充実した内容であったと思える。次号にも期待したい。

(自治体労働者)

◆この2ヶ月 労働情報 2014年7月～8月

2014年7月1日

- ♥集団的自衛権の行使の解釈変更、閣議決定 新聞各紙ほとんどが批判
- ♥新労働制度「政労使で議論を」 甘利経済再生担当大臣 テレビ東京
- ♥公契約条例制定道陰し 公共事業下請けまで労働条件保障 河北新報
- ♥「格差は違法」と日本郵便を提訴 契約社員9人 東京新聞

2014年7月2日

- ♥労働者派遣法改正案が結局廃案、どうしてこうなった? THE PAGE
- ♥インド、労働関連法見直しで経済活力向上へ インドのモディ首相は、数十年も続く労働関連法への大幅な見直しを目指す。
- ♥韓国:全国タワークレーン労働者、無期限ストに突入 レイバーネット日本

2014年7月3日

- ♥橋下大阪市長、「不当労働行為」不服で提訴へ 職員アンケート asahi.com
- ♥安倍政権が外国人労働者の受け入れ拡大に向けて本格的に 経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議 ...

2014年7月4日

- ♥労働基準監督署から指摘で職場改革を決意 日経ビジネス オンライン

2014年7月5日

- ♥ミャンマー政府とユニセフが児童労働の実態調査へ ミャンマーニュース
- ♥独など5カ国の労組、米アマゾンの労働条件改善で共闘 ロイター

2014年7月6日

- ♥安全対策労働安全衛生法違反、復興現場8割違反 57カ所使用停止命令 ― 労働局 / 岩手 毎日新聞
- ♥史上初! 労働組が団交拒否の不当労働行為救済命令を出される〜都労委、海員組合に命令 レイバーネット日本
- ♥ドイツの最低賃金に世界注目 しんぶん赤旗
- ♥安倍政権政策に抗議 各分野の市民団体が集会 集団的自衛権行使解釈変更 中日新聞

2014年7月7日

- ♥労働基準関係法令違反:6割超 徳島労働局、事業所立ち入り調査 / 徳島 毎日新聞
- ♥人手不足で労働条件改善を要請 介護建設分野に NHK

2014年7月9日

- ♥労働相談 職場のいじめ最多505件 2014年07月09日 鳥取労働局 読売新聞
毎日更新・2014年7月10日

- ♥TPP労働分野 決着 児童労働製品禁じる 首席交渉官会合 東京新聞
- ♥TPP、労働分野の貿易ルールづくりで事実上決着 日本経済新聞
- ♥米トラック労働者、直接雇用を要求してストライキ全米トラック運輸労組 LNJ
- ♥中央労働災害防止協会が創立50年 電気新聞

2014年7月11日

- ♥書記長の異動は不当労働行為=日本郵便に330万円賠償命令―広島地裁 時事通信

2014年7月12日

♥厚生労働白書：不健康期間0.4年拡大 男性9年、女性13年 平均寿命まで日常に支障 毎日新聞

♥TPP:労働と衛生植物検疫ほぼ決着 首席交渉官会合 毎日新聞

♥銀行が長時間労働と自殺の因果関係認める 肥後銀行（熊本県）日テレNEWS24

2014年7月14日

♥夏季連続休暇平均6.4日 大阪労働局府内企業調査 大阪日日新聞

♥オランダの労働環境がヤバすぎる件…地上の楽園だろ VIPPER 速報週4日勤務の労働者も多い。一人当たりのGDP オランダ13位 日本24位 先進国の労働生産性

2014年7月15日

♥餃子の王将、未払い賃金2.5億円 是正指導受け判明 朝日新聞

2014年7月17日

♥旧三井三池炭鉱:囚人労働、忘れない 慰霊祭、2400人の冥福祈る — 大牟田 /福岡 毎日新聞

2014年7月19日

♥夕張で中国人炭鉱労働者を悼む集い(強制連行・強制労働) 北海道新聞

2014年7月20日

♥25年度労働相談 1万3058件、過去10年で3番目 栃木 MSN 産経ニュース

2014年7月23日

♥国交省自動車局が「自動車運送事業の労働力確保対策」まとめる 富士物流

2014年7月26日

♥女性労働力100万人増も＝消費増税、駆け込み3兆円－経済財政白書 時事通信

2014年7月29日

♥日本の労働力活性化 鍵は「女性嫌悪」一掃 UNDP 総裁 AFPBB News

2014年7月30日

♥水産取引業者の奴隷労働一掃 タイCPフーズ、政府と協力し調査 SankeiBiz

♥全労連大会:議長に小田川義和事務局長、事務局長に井上久事務局次長 毎日新聞

♥完全失業率、6月は3.7%に上昇 女性の労働市場の参入で 日本経済新聞

2014年7月31日

♥労働者の心身をむしばむパワハラ 件数も割合も年々増加 THE PAGE

♥愛知連帯ユニオン：長時間労働でトラック労働者が労災、申し入れ行う LNJ

2014年8月1日

♥すき家過重労働で第三者委提言 残業制限で長時間労働解消 SankeiBiz

♥、失業保険申請4週間平均が8年ぶり低水準 朝日新聞

2014年8月2日

♥“ブラックバイト”労働組合結成 NHK

♥平成26年版厚生労働白書」を公表－健康長寿社会の実現に向けて－/厚生労働省【行政ニュース】

2014年8月4日

♥過酷な労働】企業は意識の転換を急げ 高知新聞

♥社説:長時間労働 働く人を使いつぶすな 毎日新聞 「すき家」だけの問題ではない。

♥過労死防止法／働き方見直す大きな一歩に 河北新報

♥最低賃金と物価 「暮らしの質」悪化に歯止めを 愛媛新聞

2014年8月5日

♥労運研の研究会～労働契約法20条を活用して格差解消を！レイバーネット日本
労働契約法20条を活用した訴訟

2014年8月6日

♥労働安全衛生法違反:作業員落下死 容疑の施設、書類送検／青森 毎日新聞

♥厚生労働相の諮問機関である中央最低賃金審議会が、2014年度の地域別最低賃金について、全国平均で時給16円増の780円とする目安を答申した。 東京新聞

2014年8月8日

♥橋下市長、職員アンケート謝罪し再発防止の誓約書 中労委命令に 読売新聞

♥「若者応援企業」を提訴 実は「ブラック企業」？ 元社員、過重労働で心の病になる
MSN産経ニュース

2014年8月9日

♥朝鮮人労働者動員の史実「強制的に」は不適切 長野市が松代大本営の看板から削除
信濃毎日新聞

♥松代大本営:朝鮮人労働者「強制的に」をテープで覆い隠す - 毎日新聞

2014年8月10日

♥“元祖ブラック”アマゾンに強まる逆風 「想像を絶する」苛酷な労働現場

SankeiBiz

2014年8月11日

♥行政ファイル:大津労働基準監督署労働安全衛生法違反の疑いで大津地検に書類送検
／滋賀 毎日新聞

2014年8月12日

♥社説[雇用の質悪化]労働条件の改善を図れ 非正規労働者の比率の高さと深刻な実態だ。
全国平均38・2%に対し、沖縄は44・5%で全国一高い水準沖縄タイムス

2014年8月13日

♥石見銀山 労働歌、合唱曲に 労働歌「石見銀山捲(ま)き上げ節」 朝日新聞

♥マレーシア航空、労組に「総点検」準備を呼びかけ 労働条件維持かどうかは明言せず
マレーシアナビ

♥新座市商工会、労災防止へ組合設立 一人親方も保険加入を 埼玉新聞

2014年8月15日

♥韓国:民主労総「通常賃金、労働時間短縮」立法請願 レイバーネット日本

2014年8月18日

♥伊藤忠など導入検討 労働時間規制の緩和制度 日本経済新聞

2014年8月19日

♥アップル受託加工工場、長い労働時間や少ない賃金が問題化 新華ニュース

♥西成から労働市場はなくさず 橋下大阪市長 読売テレビ NEWS&WEATHER

2014年8月20日

- ♥米富裕層だけが知る所得増—労働者には賃上げなき景気回復 ブルームバーグ
- ♥労働歌「炭掘る仲間」合唱で別れ惜しむ 清水正重さん告別式 読売新聞
- ♥建設労働者向け寄宿舍、利用者減で経営者が悲鳴 アジア エક્ス

2014年8月21日

- ♥米国の有給消化率は51%、労働者は休暇申請に尻込み ウォール・ストリート・ジャーナル日本版
- ♥求職停止した米失業者、多数が労働市場への復帰に意欲=調査 ロイター
- ♥“60万円払って無給労働”が国の就労支援？ダイヤモンド・オンライン

2014年8月22日

- ♥ストなどの労働争議1割減 13年は71件 日本経済新聞
- ♥外国人労働監督に新機関=受け入れ拡大へ環境整備—厚労・法務両省 時事通信
- ♥非常事態宣言を発令 死亡労災事故多発で福島労働局 福島民報
- ♥小中高で「土曜授業」が復活の流れ——先生の「長時間労働」は問題にならないの？| 弁護士ドットコム ...

2014年8月25日

- ♥過重労働で学校に行けない 若者を脅かすブラックバイト エコノミックニュース

2014年8月26日

- ♥南アフリカで違法産金、労働者の過酷な生活 ウォール・ストリート・ジャーナル日本
- ♥韓国人の年間平均労働時間2163時間、OECD国家で2位 新華ニュース

2014年8月27日

- ♥正社員増え賃金全体は伸び悩み 労働経済白書 朝日新聞
- ♥新労働時間制度に過労死遺族の会反対 NHK
- ♥家事労働 外国人受け入れ 「密室」人権侵害に懸念 東京新聞

2014年8月28日

- ♥大阪都心の企業、「人手不足」77% 労働局調べ 日本経済新聞
- ♥京都労働局、トラック協会に労働災害で緊急要請 LogisticsToday

2014年8月29日

- ♥世界の運輸労働者 日航争議支援 国際運輸労連（ITF）しんぶん赤旗
- ♥中国：学園都市の清掃労働者らがストライキ レイバーネット日本
- ♥日航側の不当労働行為認定=労組スト権に介入—東京地裁 ガジェット通信

2014年8月30日

- ♥7月の完全失業率、3.8%に上昇 女性の労働市場への参入増で 日本経済新聞
- ♥<就業意識実態調査>改正労働契約法の認知度、依然低調——NCCU
- ♥「組合活動、社長が圧力」 「たかの友梨」巡り申し立て 朝日新聞
- ♥すき家、労働基準監督署から2年間で64回も怒られていたことが判明 政経ch

2014年8月31日

- ♥JCY、外国人労働者暴動の工場火災で一時間閉鎖…マレーシア
- ♥韓国:代替休日初めての施行、中小企業労働者は休めない レイバーネット日本
- ♥長時間労働:ソフトウェア事業所の32% — 労働局調査 /神奈川 毎日新聞

☆2014年9月15日以降の活動・集会予定など

9月27日 愛知労働問題研究所研究集会 午後13:30～名古屋市教育館第8研修室
名古屋市栄テレビ塔西側

講師：牧野 富夫氏（日本大学名誉教授）

：安倍政権の野望と労働者

：牧野氏は「経済」誌8月号に同題にて寄稿されています。

☆寄贈された書籍、購入書籍ほか

円安恐慌がやってくる 中丸友一郎（徳間書店）

リーマン・ショック5年目の真実 日本経済新聞社（日本経済新聞出版社）

安倍政権の罟 清水克彦（平凡社新書）

伝える力 池上彰（PHPビジネス新書）

雇用改革の真実 大内伸哉（日本経済新聞出版社）

復活！自民党の謎 塩田潮（朝日新書）

官僚に学ぶ読書術 久保田崇（マイナビ新書）



☆月刊全労連 8月号 特集：成長戦略を問う

9月号 特集：公契約適正化のチャンス

☆経済 8月号 特集：戦争する国づくりと日本経済

9月号 特集：アベノミクスで広がる貧困・格差

★今回178号を発行しました。今号も充実した多くの投稿をいただきました。
内容はいずれも力作で学ぶところが多く、編集部一同大感謝です。

みなさまからの積極的な投稿をお待ちしています。

☆労働情報二ヶ月ニュースを続けて載せています。あっという間に過ぎていきますから振り返るときに新しい発見があったりします。天候不順。

* 「所報」第178号（隔月刊） / 発行日2014年9月15日

* 発行所・編集発行人 愛知労働問題研究所（略称：労問研）

* 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館304号

* TEL/FAX(052) 883-6978 Eメールai-romonken@roren.net

* ホームページ <http://www.roren.net/romonken/>

* 研究所会費（年）個人6000円 団体1口・12000円 * 会員の購読料は会費に含む。収入のない大学生・院生割引あり相談下さい。送金先：郵便振替00860-6-80604 愛知労働問題研究所
／三菱東京UFJ銀行・金山支店・普通口座1368019

* お願い：14期・2013年度会費につきましてお忘れの方はよろしく。

